

2. ILO海事労働統合条約の概要

総則（定義、適用範囲、発効要件等）

船員の最低条件

- ・ 最低年齢 16 歳。
- ・ 健康を証明しない限り、船内労働禁止。
- ・ 訓練され、又は資格を有しなければ船内労働禁止。
等

雇用条件

- ・ 給料の定期的支給。
- ・ 労働時間は、時間外労働を含めても最長 1 日 14 時間、7 日間 72 時間まで。
等

居住設備、食糧等

- ・ 寝室の広さ等居住設備、暖房と換気、騒音と振動、衛生設備、照明、医療設備等について規定。（設備の近代化）
- ・ 食糧の無償支給。
等

医療、福祉、社会保障等

- ・ 災害補償を船舶所有者に義務づけ。
- ・ 年金等の長期保障を船員の居住国の責任とする。
等

条約の適合及び執行

- ・ 旗国が自国籍船に対する条約への適合性に係る検査を行い証書を発給。
- ・ 寄港国が当該証書に基づいて、PSCを実施。
等